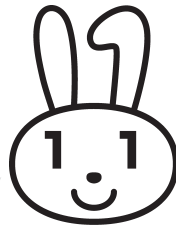


全町民に「マイナンバー」

～連載第7回 Q&Aシリーズ～

住民課 ☎823-9205 FAX 823-9627

マイナちゃんが
マイナンバーの基本的な
質問にお答えします。



みなさんに届いた通知カード。重要なものなので、しっかり管理してくださいね。
今回は、これまでにいただいた、いくつかの質問にお答えします。

Q1. 通知カードと個人番号カードの違いは何？

A1. 個人番号カードは公的な身分証明書として利用できますが、通知カードは身分証明書として扱うことはできません。また、個人番号カードは、今後さまざまな分野で活用することが見込まれます。

Q2. 今もっている住基カードはどうなるの？

A2. カードに記載されている有効期限まで有効です。

Q3. 個人番号カードの有効期限は？

A3. 20歳未満は5年、20歳以上は10年です。（そのうち、電子証明書の有効期限は5年です）

Q4. 通知カードや個人番号カードを紛失したらどうなるの？

A4. まずは、警察と役場に、届け出をしてください。個人番号カードの場合は、機能を一時停止するため、個人番号カードコールセンター（日本語は0570-783-578、外国語は0570-064-738）にも電話してください。

その後、役場で再発行の手続きをしていただき、再発行します（通知カードは500円、個人番号カードは800円（電子証明書を含む場合は1,000円））。なお、個人番号の漏えいのおそれがある場合は、個人番号変更の手続きが必要です。

Q5. 個人番号カードから、個人情報が漏れるのでは？

A5. カードには、住所・氏名・性別・生年月日という基本情報と電子証明機能以外は搭載されず、税や所得の情報は各機関が管理するので、カードからそれらの情報が漏れるということはありません。

Q6. 制度を運用していく中で、情報漏えいの危険があるのでは？

A6. ①情報は一元管理せず、分散管理する ②情報連携では、情報を暗号化して連携を行う ③特定個人情報保護委員会による監視・監督を行う ④インターネットとは繋がらないネットワークで運用する など、対策をとっています。

公的個人認証サービス（電子証明書）利用者へ、大切なお知らせ☆

住民基本台帳カードで電子証明書を利用している場合、その電子証明書は発行から3年間有効です。

有効期限が切れた場合、新たに個人番号カードを取得して、電子証明書を取得することになりますが、個人番号カードは発行までに日数がかかります。特に、平成28年1月～3月は、個人番号カードの申請が集中する可能性があります。

そのため、確定申告で電子証明書を利用する人で、現在有効期限が切れている、または確定申告までに切れる人は、12月22日（火）までに、現在の住基カードで電子証明書の発行（更新）の手続きをされることをお勧めします。

12月23日（水）以降は、住基カードによる電子証明書の発行（更新）はできませんので、ご注意ください。



マイキーくん

（公的個人認証サービス公式キャラクター）

※公的個人認証サービス（JPKI）は、電子証明書を使ってe-Taxなどができるサービスです。

いかがでしたでしょうか？詳しくは、内閣官房のマイナンバーホームページや、コールセンター、役場などに相談してみてください。

【内閣官房のマイナンバーホームページ】

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kojinjoho/index.html>

【コールセンター】

日本語対応◆0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）

外国語対応◆0570-20-0291（全国共通ナビダイヤル）

おしえて！
マイナちゃん vol.7

ー マイキーくんとクリスマス ー



Jyumin